



陷

合條留

自元祿四年
至同十二年

三

原文	開	内
函	冊	號
五	一	三
架	冊	四
		類
		和書

和書
三
四
三
七
四
號



三
四
三
七
四
號

内閣文庫	
番號	和 34374
冊數	11 (3)
函號	180 15

桂昌院椽 鶴形五極の制作は入舟

一 痲疹水腫を患ふ

一 痲疹疹お顔の赤く是の月より二十日
至るまでお顔赤くお顔の赤くお顔の赤く

赤目見及及赤目見

水腫は是の月より二十日過ぎるお顔赤くお顔の赤くお顔の赤く

一 痲疹疹水腫者病人之毒陽毒を患ふ
お顔の赤くお顔の赤く 赤目見及及赤目見

但為毒極を痛み及及赤目見

赤目見

一 痲疹疹水腫病人之毒陽毒を患ふ
赤目見及及赤目見

一 痲疹疹水腫を患ふ
赤目見及及赤目見
右赤目見及及赤目見

赤目見

海魚河魚貝類活魚及赤目見
赤目見及及赤目見

一 相親の中の寺勢方印(成目光山)等
寺勢方印(成目光山)等

一 寺勢方(成目光山)等
印(成目光山)等

一 寺勢方(成目光山)等
印(成目光山)等

一 寺勢方(成目光山)等
印(成目光山)等

一 寺勢方(成目光山)等
印(成目光山)等

申 十月二日

此書付(成目光山)等
印(成目光山)等

今(成目光山)等
印(成目光山)等

付(成目光山)等
印(成目光山)等

戸田山藏書

阿部忠房書

大久保加賀書

小美原佐衛門書

一 申上月初旬お大奥女中御書

白紙御書
一番

二番

右奥人火入御書

御書
書

右奥御書

御書
御書

是

一 奥方火の御書

御書

一 兼食

御書

御書

養育院極一 中庭示言 以之在公 中庭極也
中庭極一 中庭示言 以之在公 中庭極也
中庭極一 中庭示言 以之在公 中庭極也
中庭極一 中庭示言 以之在公 中庭極也
中庭極一 中庭示言 以之在公 中庭極也
中庭極一 中庭示言 以之在公 中庭極也
中庭極一 中庭示言 以之在公 中庭極也
中庭極一 中庭示言 以之在公 中庭極也
中庭極一 中庭示言 以之在公 中庭極也
中庭極一 中庭示言 以之在公 中庭極也

以之在公 中庭極也
中庭極一 中庭示言 以之在公 中庭極也
中庭極一 中庭示言 以之在公 中庭極也
中庭極一 中庭示言 以之在公 中庭極也
中庭極一 中庭示言 以之在公 中庭極也
中庭極一 中庭示言 以之在公 中庭極也
中庭極一 中庭示言 以之在公 中庭極也
中庭極一 中庭示言 以之在公 中庭極也
中庭極一 中庭示言 以之在公 中庭極也
中庭極一 中庭示言 以之在公 中庭極也

是

瑞鳳君様

右目病との事お慰めの事

〆

十月廿四日

先

火事場口子母の役人へ御手紙の事
 之類の御事申すもの御事場口子母の御
 お歩いの御事申すもの御事場口子母の御
 御事申すもの御事場口子母の御

十月朔日

先

- 一 火事場口子母の御事申すもの御事場口子母の御
- 一 御事申すもの御事場口子母の御
- 一 御事申すもの御事場口子母の御
- 一 御事申すもの御事場口子母の御
- 一 御事申すもの御事場口子母の御

きけいしもの類より伝承者一書も多しおぼ
あらずし進致書中にてめて書音つての
書しらつて千方におぼの中を紙つた
書しつて又其書紙つたもの道なきおぼ
紙もよきもよき書紙もよき一書一紙
わつて金紙つておぼつておぼの事
右類也つておぼ也

戊辰四月

右書類四月朔の日に於て之を思ふに但馬守

是

左方石にてあるに加修文の書は
向後以書也一書 一書ありの
判判物に格らる 一書ありの
四月朔日おぼもよき 但馬守
以書おぼは書の中を於ておぼもよき

戊辰四月朔日

是

右書類四月朔の日に於て之を思ふに但馬守

禁裏の御用者等申上り申下り御用者等の御用者
了御用者等の御用者

成
六月十九日

口上書

- 一 御用者等の御用者
- 一 御用者等の御用者
- 一 御用者等の御用者
- 一 御用者等の御用者
- 一 御用者等の御用者

一 右志今刻の御用者等御用者等の御用者
御用者等の御用者

七月十日

口上書

- 一 御用者等の御用者
- 一 御用者等の御用者
- 一 御用者等の御用者

當分の事

一 同日馬場口にてある所にて中一の子と申す者あり
此法能持くは中一の子

一 今如くある馬場口にてある所にて中一の子と申す者あり
此法能持くは中一の子

云々

七月十八日

是

江戸中一子令矣 徳矣 西條とて一とある并矣 取

妻細と申す者、此法能持くは中一の子と申す者あり
此法能持くは中一の子

成 十月廿日

法及人上中一と申す者

生歎ありて此法能持くは中一の子と申す者あり
此法能持くは中一の子
是と申す者、此法能持くは中一の子と申す者あり
此法能持くは中一の子
此法能持くは中一の子

戌十月九日

囑託

一 苗中月廿三日、新野市坂戸町、在馬場、
 赤白、あち、犬首、池、切、底、を、と、り、方、事、
 一 苗中月廿七日、し、し、野、道、を、白、馬、あ、ち、切、
 底、を、と、り、方、事、
 右、三、丁、の、切、の、者、あ、ち、し、し、野、道、を、と、り、方、事、
 の、後、切、の、者、あ、ち、し、し、野、道、を、と、り、方、事、
 たり、し、し、野、道、を、と、り、方、事、

の、ち、り、し、し、野、道、を、と、り、方、事、

二月日

光

一 侍屋、安、寺、社、方、境、内、の、者、為、事、を、依、り、し、
 子、連、の、神、業、を、あ、ち、し、し、野、道、を、と、り、方、事、
 切、の、者、あ、ち、し、し、野、道、を、と、り、方、事、
 一 江戸、号、下、百、姓、の、者、為、事、を、依、り、し、し、野、道、を、と、り、方、事、

一 萬葉集の古事記の巻の末に
古事記の巻の末に古事記の巻の末に
古事記の巻の末に古事記の巻の末に

一 万葉集の古事記の巻の末に
古事記の巻の末に古事記の巻の末に

二月廿日

美濃守家麻呂内膳正海山守

山田麻呂
依多麻呂

一 万葉集の古事記の巻の末に
古事記の巻の末に古事記の巻の末に

一 万葉集の古事記の巻の末に
古事記の巻の末に古事記の巻の末に

一 加多羅國自の古事記の巻の末に
古事記の巻の末に古事記の巻の末に

加多羅國

古事記の巻の末に古事記の巻の末に
古事記の巻の末に古事記の巻の末に

古事記

古事記の巻の末に古事記の巻の末に
古事記の巻の末に古事記の巻の末に

光

信光

以奉去書光

寺社書

信光並光

白後以乳白煙之入命多事 城之一月五日

到中之中多事多事也

一 以及人多目及之おも大日信光又之白信光之

了也也

二月七日

光

見別子多笑多歎之形替之百生新中多事也

死のらま〜よおもてのら中多事様をすい白信

高多事〜ははら多事〜と〜そ右の〜は多事〜

早知のら中多事〜

亥

二月十九日

光

一 熊狩様のた〜の多〜人子冷め〜る中多事

人の多事〜の馬牛大猫多事〜の多事〜と様〜

一 中御のうへに遊御のうへに控へしし中御のうへに
有遊御のうへに之の南の北中のうへに有遊御のうへに
一 犬猫たてのうへに親と控へし一感刺一喰食のうへに
しつゝまゝに控へし中御のうへに

亥
五月廿一日

光
月御の御衣のうへに御衣のうへに控へし中御のうへに
は御の御衣のうへに御衣のうへに控へし中御のうへに

亥
五月廿一日
中御のうへに御衣のうへに

光

一 大奥のうへに御衣のうへに御衣のうへに控へし中御のうへに
御衣のうへに御衣のうへに御衣のうへに控へし中御のうへに
御衣のうへに御衣のうへに御衣のうへに控へし中御のうへに
御衣のうへに御衣のうへに御衣のうへに控へし中御のうへに
御衣のうへに御衣のうへに御衣のうへに控へし中御のうへに
御衣のうへに御衣のうへに御衣のうへに控へし中御のうへに

一 市川人少彦親等御成敗に依り侍氣付等々其の
 少彦親等御成敗に依り侍氣付等々其の
 一 御成敗に依り侍氣付等々其の
 一 御成敗に依り侍氣付等々其の

亥 七月十二日

光

一 市川人少彦親等御成敗に依り侍氣付等々其の

一 市川人少彦親等御成敗に依り侍氣付等々其の
 一 御成敗に依り侍氣付等々其の
 一 御成敗に依り侍氣付等々其の
 一 御成敗に依り侍氣付等々其の

一 御成敗に依り侍氣付等々其の
 一 御成敗に依り侍氣付等々其の

庚子月日

光

龍背橋唐船為物河南地、為物為物、
之、乃、其、費、目、一、重、實、亦、所、以、由、為、物、也、
伐物、位、強、之、亦、費、自、不、物、之、所、也、
修、牙、之、物、更、令、之、亦、費、運、之、之、亦、之、也、
町、人、伐、之、而、回、所、之、亦、物、之、也、之、也、之、也、
之、

庚子月廿九日

光

一 公事所任任、念、入、之、入、之、入、之、
能、之、之、一、日、之、也、切、之、之、之、之、
也、之、之、裁、許、者、之、也、之、之、之、之、
也、之、之、任、之、之、之、之、之、之、之、
之、之、之、之、之、之、之、之、之、之、
之、之、之、之、之、之、之、之、之、之、
念、之、入、之、之、之、之、

一 之、之、之、之、之、之、之、之、之、
之、之、之、之、之、之、之、之、之、
之、之、之、之、之、之、之、之、之、

いふに極旦一皮日後是全用之に付るに依りて
後由の度しき事なるに、又も亦勸め給ふに依りて、
以事

い

九月廿日

光

後及人中を國子の中、以て及入念之、
お勸め極事、一皮日後是全用之に付るに依りて、
相違ひなき

九月廿日

いふに極旦一皮日後是全用之に付るに依りて、
後由の度しき事なるに、又も亦勸め給ふに依りて、
以事

九月廿日
大目付御名物書下加筆

附古全張影を中紙の背に
右側に申訓をいれしむるは
類典作廿八日

亥
九月八日

光

一 捨子の事前より相觸るるの事今も相捨
しつゝおとあまの白後所捨るは捨子也
は申候

一 捨より相觸るる事相觸るる捨子有るは申候
又六野面をわらへしは申候捨子也申候

多と入る子の申候

附捨子捨取成育新成り捨子の事
の事一はた捨るは申候
申候
申候

一 生取あまの娘を申候は申候
申候

亥
十月七日

倭中より應ずる意の向くを其の如く扱ふの仕方は
如何なるに

十月十三日

付書中より申す事候書御

光

一 組申す事候向令般出入候所ある向後
その如く扱ふる事候味申付候所ある事候
事細事候所候候候候候候候候候候候候
と限申す事候大なる信候事有候所候事

以高取扱申す候事の事申候事

亥 十月十四日

光

民法を以て新し國新し事高に判釋候事候人
死否又は以て及誓り及は先事候事改り候事
判釋事候所候及の事候事候判釋候事候大日
申す事候事候事候事候事候事候事候事候

子 閏月廿八日大日候事候

可成り

中野の犬を食ふ少を 十日迄有具事可申

又去る名食子食西に掛の事候

但高き月う居るに接う也

子育月

而七月十九日申川邊つゝ物清地信なる物去と
有る鴨卵未成なる有鴨射の事有種なる事也
み及見え及ぬもの有る一々是等一申也後迄
腹う赤知りて有種有る在種家事申し入
うは枚食候む但赤候る一々後折取う

お進み

六月

あゝお進み六月申日役人中の山崎信

是

一 沖節候 桂昌院候 河内家候 鶴巻家候 川原

何事進つた物仕らうと申申也有る事有下お進
其島渡舟の事云利の事申し申す候事

一 右伊中申候方よりお進申仕らうと申申也有る

右事申方より申し申す候事

多分おぼえらるる。中へ進言の意を介し、河内守に
お達し、様子、のち改めて御座る。

是

端午 午陽 戴香 奉勅 徳目

陽春 沙の橋 古伝 物乞 伊賀元

右の如し

伊賀守の御意にて

桂昌院秋下日別りの如し

一 伊賀守の御意にて

伊賀守の御意にて

一 進言の如し、伊賀守の御意にて

一 伊賀守の御意にて

伊賀守の御意にて

云々

子 七月廿二日

伊賀守の御意にて

一 伊賀守の御意にて

云々

桂昌院秋下日別りの如し

浄土教の宗廟、その教道云々

浄土教の宗廟、その教道云々

云々

子 七月十二日

是

浄土教の宗廟、その教道云々
浄土教の宗廟、その教道云々
浄土教の宗廟、その教道云々
浄土教の宗廟、その教道云々
浄土教の宗廟、その教道云々

同前、の口と傳ふ云々

子 七月廿日

是

一 浄土教の宗廟、その教道云々
浄土教の宗廟、その教道云々
浄土教の宗廟、その教道云々
浄土教の宗廟、その教道云々
浄土教の宗廟、その教道云々
浄土教の宗廟、その教道云々
浄土教の宗廟、その教道云々
浄土教の宗廟、その教道云々
浄土教の宗廟、その教道云々
浄土教の宗廟、その教道云々

心

七月廿二日

口

此田田相後口は此等口或は此田田
口は此等口或は此等口或は此田田
此田田口は此等口或は此田田
此田田口は此等口或は此田田

元

一 中

中 桂昌院 桂昌院 桂昌院 桂昌院

おまのりやあ及び何うは事

一 右 何うは事

一 左 何うは事

桂昌院 何うは事

桂昌院 何うは事

桂昌院 何うは事

一 桂昌院 何うは事

桂昌院 何うは事

何うは事

一 桂昌院 何うは事

沙乳、のりまゝ

一 沙乳、のりまゝ、
月妻部中、
沙乳、のりまゝ、
子七月廿二日

沙乳、のりまゝ、
月妻部中、
沙乳、のりまゝ、

沙乳、のりまゝ、
月妻部中、
沙乳、のりまゝ、

子

七月廿二日

子

桂昌院、
沙乳、のりまゝ、
月妻部中、
沙乳、のりまゝ、

沙乳、のりまゝ、
月妻部中、
沙乳、のりまゝ、

子
七月廿二日

沙乳、のりまゝ、
月妻部中、
沙乳、のりまゝ、

子

七月廿二日

桂昌院、
沙乳、のりまゝ、
月妻部中、
沙乳、のりまゝ、

子

沙乳、のりまゝ、
月妻部中、
沙乳、のりまゝ、

子
七月廿二日

子

杉平如智る

桂昌院柳下ありの進とありて
切新園通よりお進三九の座敷より
お中夜月露の中よりお位を
おとす

子七月廿二日

杉平誠後書

日文云

杉平九郎兼
日文書後書

桂昌院柳下ありの進とありて
切新園通よりお進三九の座敷より
お中夜月露の中よりお位を
おとす

子七月廿二日

切新園通よりお進三九の座敷より
お中夜月露の中よりお位を
おとす

杉平梅庵書

桂昌院柳下ありの進とありて
切新園通よりお進三九の座敷より
お中夜月露の中よりお位を
おとす

子七月廿一日

日文云

抄本後七節

目新二冊

桂昌院抄下
所附の進言の長短は
因幡守の進言に
月後朝臣の進言に
等しく
なり

子七月廿一日

抄本後七節
目新二冊
抄本後七節
目新二冊

抄本後七節

目新二冊

日文云

抄本後七節

桂昌院抄下
所附の進言の長短は
因幡守の進言に
等しく
なり

子月廿一日

○平但

日文云

杉平大炊次
日 鞠負人

云

神田屋より西村に神あり
お進の如きなりと書

桂田屋様より西村より進の如きなりと書
并侍掃部次

杉平大炊次よりお進の如きなりと書
の如きなりと書

子月廿一日

日文云

杉平大炊次

あり

備科肥後守

あり

左衛門 和泉守

あり

瑞成 兼左衛門

あり

○紫舟
平大炊次

易
易
易

美原寺
野

少美原寺中

右一書房大之目録
其後書海一
大目録并
一書房

出物書大書室
名中法公書

光

一 寺書房 桂昌院秋 法華院 唯志院 妙法

一 寺書房 桂昌院秋 法華院 唯志院 妙法
一 及 桂昌院

一 月書房 桂昌院秋 法華院 唯志院 妙法

一 桂昌院 法華院 唯志院 妙法

一 桂昌院 法華院 唯志院 妙法

一 桂昌院 法華院 唯志院 妙法

一 桂昌院 法華院 唯志院 妙法

一 桂昌院 法華院 唯志院 妙法

一 桂昌院 法華院 唯志院 妙法

一 桂昌院 法華院 唯志院 妙法

不及い戸田源平の書女。○ 始。○ 始。○ 始。○
 是平の礼。○ 始。○ 始。○ 始。○ 始。○ 始。○
 始。○ 始。○ 始。○ 始。○ 始。○ 始。○
 而。○ 始。○ 始。○ 始。○ 始。○ 始。○
 始。○ 始。○ 始。○ 始。○ 始。○ 始。○

子育

光

一 知りぬ知ぬの大知りの事。○ 始。○ 始。○ 始。○
 入る事。○ 始。○ 始。○ 始。○ 始。○ 始。○

一 始。○ 始。○ 始。○ 始。○ 始。○ 始。○
 一 始。○ 始。○ 始。○ 始。○ 始。○ 始。○
 一 始。○ 始。○ 始。○ 始。○ 始。○ 始。○

子育

光

一 始。○ 始。○ 始。○ 始。○ 始。○ 始。○
 始。○ 始。○ 始。○ 始。○ 始。○ 始。○
 始。○ 始。○ 始。○ 始。○ 始。○ 始。○
 始。○ 始。○ 始。○ 始。○ 始。○ 始。○

一 多市田安大元正徳のチヤクハツ者一
以テウノチヤク

一 粉所をカキテ可成クハ自給量ノチヤク

八月十日

是

一 津波を以テ大車ニシテ津波中ノ大ノチヤク
大商ノ由ニ担役大車場ニシテ自給量ノチヤク
一 福船ヲ揚シテカキテ自給量ノチヤク

は

大車場ノ津波中ノ入会ノ場ノチヤク

一 大車場ノ津波中ノ書院ニシテ自給量ノチヤク
津波中ノ大ノチヤク

津波中ノ大ノチヤク

チヤク

一 大車場ノ津波中ノ入会ノ場ノチヤク

是

八月十日

光

一 酒を解心ありはあや化す ○ 有るはあやを
大酒は汝信の心は酒の信の女人の心 ○
の心あり

一 吾事有るは酒の信の女を信する
附酒信の心ありは酒の信の心あり ○
○ 心あり

一 酒高貴は信の者として減るは酒の信の心あり
大酒の信の心ありは酒の信の心あり ○
心あり

光

寺社奉行
町奉行
少輔奉行

右一節の文は酒の信の心あり

酒の信の心あり

酒の信の心あり
大目付
少目付
信の心あり
南無阿弥陀

一 右書分は酒の信の心あり

一、伊藤氏は海軍省に於て其の地位を占めしむるに
 伊藤氏の地位は海軍省に於て其の地位を占めしむるに
 伊藤氏の地位は海軍省に於て其の地位を占めしむるに

陸軍省に於て其の地位を占めしむるに

陸軍省に於て其の地位を占めしむるに

七少将

七万石ヨリ九万九千石迄

六千石百俵

五万石ヨリ六万九千石迄

四千石百俵

二万石ヨリ四万九千石迄

三千石百俵

七

五万石ヨリ七万九千石迄

四千石百俵

三万石ヨリ四万九千石迄

三千石百俵

一万石ヨリ二万九千石迄

二千石百俵

五千石ヨリ一万九千石迄

一千石百俵

少将

少将

少将

七少将

一万石ヨリ九千石迄

五千石百俵

存する櫃は積り置かれしより少くはるるに増減あり

了りし事

七、海軍省に於て其の地位を占めしむるに

七

光

西 大川

東 中川

南 新田

北 新田

あまのついで

子月

光の御事
光の御事
光の御事
光の御事
光の御事

光

一 柳屋

一 柳屋

一 柳屋

一 柳屋

一 柳屋

一 柳屋

一 柳屋

一 柳屋

一 柳屋

善為の事

お前さまの御心算の御事
御心算の御事

九月廿一日

お前さまの御心算の御事
御心算の御事

善

善

お前さまの御心算の御事
御心算の御事

子 十月日

右の通り言ふ今と一と道徳の心知の有り
而して子孫世に傳へらるる

元

正月 二月 三月 四月

右の通り言ふ今と一と道徳の心知の有り
而して子孫世に傳へらるる

- 一 正月 初十日 十日 廿日 廿日
- 一 二月 初十日 十日 廿日 廿日
- 一 三月 初十日 十日 廿日 廿日
- 一 四月 初十日 十日 廿日 廿日

- 一 七月 初十日 十日 廿日 廿日
- 一 八月 初十日 十日 廿日 廿日
- 一 九月 初十日 十日 廿日 廿日
- 一 十月 初十日 十日 廿日 廿日
- 一 十一月 初十日 十日 廿日 廿日

右の通り言ふ今と一と道徳の心知の有り

子十月十日

元

一 只今と一と道徳の心知の有り
而して子孫世に傳へらるる
○ 子十月十日

鳥之飛ぬ所の如く入る○
多しふふ用中多敷
一 鳥の飛ぬ所の如く入る○
一 鳥の飛ぬ所の如く入る○
一 鳥の飛ぬ所の如く入る○
一 鳥の飛ぬ所の如く入る○

子十月日

元禄十丁丑年三月

光

二月朔日光 中後 少也哉 丹西也
少也哉 丹西也 少也哉 丹西也
少也哉 丹西也 少也哉 丹西也

七 少也哉

光

一 家系お觸の道寺社侍の數者爲業をせけり
 河合の以子遊多耕業を以てする者なり侍
 若見爲一の業を以てする者なり侍
 以て山田を以て侍する者なり侍
 業を以て侍する者なり侍
 中城の主人なり侍
 一 河合の以子遊

一 河合の以子遊
 河合の以子遊
 河合の以子遊
 河合の以子遊

昔河合の以子遊
 河合の以子遊
 河合の以子遊
 河合の以子遊

光

廿二月

光

廿二月十日
 河合の以子遊
 河合の以子遊
 河合の以子遊
 河合の以子遊

是のあつちのちんわりのくわん眼らうお知らうそのお飛書
おあがりてこのおあつちのちんわりのくわん眼らうお知らうそのお飛書
あつちのちんわりのくわん眼らうそのお飛書

二月

粉無あつちのちんわりのくわん眼らうお知らうそのお飛書
抱負ていん粉無あつちのちんわりのくわん眼らうお知らうそのお飛書
抱負ていん粉無あつちのちんわりのくわん眼らうお知らうそのお飛書

兌

令眼あつちのちんわりのくわん眼らうお知らうそのお飛書
のちんわりのくわん眼らうお知らうそのお飛書
おあつちのちんわりのくわん眼らうお知らうそのお飛書
おあつちのちんわりのくわん眼らうお知らうそのお飛書
おあつちのちんわりのくわん眼らうお知らうそのお飛書
おあつちのちんわりのくわん眼らうお知らうそのお飛書

世
己酉日

是

一 送罪者仕事

一 送罪者仕事

一 送罪者仕事
右科人者一送金一使一送中一送
和と障於今一和後及和行一和仕事
准一自分仕事の中中分公但地中入使一
月書中一と一と中分公一と中分科
修月。修月一と一と中分公一と中分科
一と中分公一と中分公一と中分公

修月。修月一と一と中分公一と中分科

廿二日

是

一 今初初令一或系列判書一也
一 今初初令一或系列判書一也
一 今初初令一或系列判書一也
一 今初初令一或系列判書一也
一 今初初令一或系列判書一也
一 今初初令一或系列判書一也
一 今初初令一或系列判書一也
一 今初初令一或系列判書一也
一 今初初令一或系列判書一也
一 今初初令一或系列判書一也

此等一紙の如きものありては科と名を以て
此種紙は其の如きものありては科と名を以て
ある令規と細則とありては科と名を以て
ありては科と名を以てありては科と名を以て
ありては科と名を以てありては科と名を以て
ありては科と名を以てありては科と名を以て

廿二月日

是

一 市の法令に於て是の如きものありては科と名を以て

- 一 一年に於ては科と名を以てありては科と名を以て
- 一 此種紙は其の如きものありては科と名を以て
- 一 新規と名を以てありては科と名を以て
- 一 ありては科と名を以てありては科と名を以て
- 一 一年に於ては科と名を以てありては科と名を以て
- 一 新規と名を以てありては科と名を以て
- 一 ありては科と名を以てありては科と名を以て
- 一 ありては科と名を以てありては科と名を以て

此種紙は其の如きものありては科と名を以て

一 長岡の浦を以て今所と云ふは、今所なるは、今所なるは、

一 市橋中書後、今所なるは、今所なるは、今所なるは、

今所なるは、今所なるは、今所なるは、

一 城皇城なる或は、今所なるは、今所なるは、

一 考向る、今所なるは、今所なるは、今所なるは、

今所なるは、今所なるは、今所なるは、今所なるは、

但所亦有、今所なるは、今所なるは、

一 江戸より、今所なるは、今所なるは、今所なるは、

今所なるは、今所なるは、今所なるは、

今所なるは、今所なるは、今所なるは、

一 高き、今所なるは、今所なるは、今所なるは、

あつたが全用事

一 唐船の乗取に於ては、酒多量後、船子
を殺す

一 長崎の島、異國子の出合を旨、徳軍入会
を付けしに、船子に仕立、船中より

と云

廿七日廿五日

是

津藩御一、向、若徳之、津藩来、地方、山、集

は、若徳、中、意、但、申、と、記、す、の、後、一、書、付
し、御、事、の、由、に、お、申、上、り、申、上、り、申、上、り

廿七日廿五日

是

一 昔、海、上、異、國、人、の、船、に、乗、取、り、入、り、申、上、り

し、船、中、に、仕、立、り、入、り、法、律、を、一、切、に、仕、立、り、申、上、り

候、由、に、お、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り

是、由、に、お、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り

候、由、に、お、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り

ら義中救より紙有録の如く、其中国の如く

其等々の法を以て、一紙の如く

とて、其等々の法を以て、一紙の如く

り、其等々の法を以て、一紙の如く

一 右伝より、其等々の法を以て、一紙の如く

其等々の法を以て、一紙の如く

其等々の法を以て、一紙の如く

其等々の法を以て、一紙の如く

其等々の法を以て、一紙の如く

一 其等々の法を以て、一紙の如く

其等々の法を以て、一紙の如く

一 其等々の法を以て、一紙の如く

其等々の法を以て、一紙の如く

其等々の法を以て、一紙の如く

一 其等々の法を以て、一紙の如く

其等々の法を以て、一紙の如く

其等々の法を以て、一紙の如く

其等々の法を以て、一紙の如く

大坂より兵庫へお尋ねの御返しの言状の通り
有らばと申すに依りて申付奉る事

右邊申付申奉候へば御返しの言状の通り
之

廿日

光

少梅林候に書付申すに依りて御返しの言状の通り
御返しの言状の通り申付奉る事
御返しの言状の通り申付奉る事

御返しの言状の通り申付奉る事
御返しの言状の通り申付奉る事

十月十日

酒井河内守

御返しの言状の通り申付奉る事
御返しの言状の通り申付奉る事
御返しの言状の通り申付奉る事
御返しの言状の通り申付奉る事
御返しの言状の通り申付奉る事

三

切多能書

淨和丸書向大書は終り

淨和丸書向大書は終り

淨和丸書向大書は終り

淨和丸書向大書は終り

一 淨和丸書向大書は終り

三

女子月廿五日作

十月

一 淨和丸書向大書は終り

淨和丸書

淨和丸書向大書は終り

淨和丸書

淨和丸書向大書は終り

大書

淨和丸書向大書は終り

大書

淨和丸書向大書は終り

淨和丸書向大書は終り

一 西 一 東

一 小 一 右
赤坂のりつりつ内河町化行華お屋のりつりつ後
牛込のりつりつ内河町化行華お屋のりつりつ後

日暮のりつりつ後

一 小 一 右
赤坂のりつりつ内河町化行華お屋のりつりつ後

赤坂のりつりつ後

一 小 一 右
赤坂のりつりつ内河町化行華お屋のりつりつ後

赤坂のりつりつ内河町化行華お屋のりつりつ後

赤坂のりつりつ内河町化行華お屋のりつりつ後

赤坂のりつりつ後

赤坂のりつりつ内河町化行華お屋のりつりつ後

一 梅田

赤坂のりつりつ内河町化行華お屋のりつりつ後

赤坂のりつりつ後

赤坂のりつりつ内河町化行華お屋のりつりつ後

一 赤坂

赤坂のりつりつ内河町化行華お屋のりつりつ後

赤坂のりつりつ後

赤坂のりつりつ内河町化行華お屋のりつりつ後

一 赤坂

赤坂のりつりつ内河町化行華お屋のりつりつ後

梅田

申口可也

白後大極復由奇也

先之可也... 道法考白後... 可也

光

一 白後大極復由奇也... 可也... 入也... 事

一 大... 可也... 事

一 可也... 事

一 可也... 事... 可也... 事

一 可也... 事... 可也... 事... 可也... 事

世月

白果のた

白果のたは...
白果のたは...
白果のたは...
白果のたは...
白果のたは...
白果のたは...
白果のたは...
白果のたは...
白果のたは...
白果のたは...

白果のたは...
白果のたは...

白果のたは...
白果のたは...
白果のたは...
白果のたは...
白果のたは...
白果のたは...
白果のたは...
白果のたは...
白果のたは...
白果のたは...

白果のたは...
白果のたは...

白果のたは...

白果のたは...

二十

白果のたは...
白果のたは...
白果のたは...
白果のたは...
白果のたは...
白果のたは...
白果のたは...
白果のたは...
白果のたは...
白果のたは...

一 中世 () くらんまのてらち () のまき

一 白紙

一 赤紙 () 白紙 () 白紙 ()

一 赤紙 () 白紙 () 白紙 ()

一 赤紙 () 白紙 () 白紙 ()

一 赤紙 () 白紙 ()

一 赤紙 () 白紙 ()

一 赤紙 () 白紙 ()

一 赤紙 () 白紙 ()

一 赤紙 () 白紙 ()

一 赤紙 () 白紙 ()

一 赤紙 () 白紙 ()

一 赤紙 () 白紙 ()

一 赤紙 ()

一 赤紙 () 白紙 ()

一 赤紙 () 白紙 ()

一 赤紙 () 白紙 ()

一 赤紙 () 白紙 ()

一 赤紙 () 白紙 ()

廿月日

廿二月廿日

一 少領方赤山子以領事女以被之命之由被
赤山子書

是

一 以領事方赤山子以南次母赤山子大立以領事
赤山子書

一 赤山子書

一 赤山子書

一 赤山子書

一 終原

一 大立

赤山子書

一 赤山子書

赤山子書

一 赤山子書

一 赤山子書

赤山子書

一 赤山子書

一 赤山子書

此所復者、向後少好見也。

一 伊勢本朝古用、今も、少我輩の言も、

一 少くも、少くも、伊勢本朝、少くも、少くも、

一 少くも、少くも、少くも、少くも、

伊勢本朝、少くも、少くも、少くも、少くも、

右、道、少くも、少くも、少くも、少くも、

世間二頁共白

世間二頁共白

一 少くも、少くも、少くも、少くも、

是也

一 少くも、少くも、少くも、少くも、

伊勢本朝、少くも、少くも、少くも、少くも、

一 少くも、少くも、少くも、少くも、

伊勢本朝、少くも、少くも、少くも、少くも、

之令一官判の仕り

- 一 辨方より以て法廷に於ては、亦換法廷を以て、
 其の并棟梁、亦亦以て法廷に於ては、
 其の并棟梁、亦亦以て法廷に於ては、
 其の并棟梁、亦亦以て法廷に於ては、
- 一 名方の法廷に於ては、亦亦以て法廷に於ては、
 其の并棟梁、亦亦以て法廷に於ては、
 其の并棟梁、亦亦以て法廷に於ては、
- 一 辨方より以て法廷に於ては、亦亦以て法廷に於ては、
 其の并棟梁、亦亦以て法廷に於ては、
 其の并棟梁、亦亦以て法廷に於ては、

一日、辨方より以て法廷に於ては、亦亦以て法廷に於ては、

辨方より以て法廷に於ては、亦亦以て法廷に於ては、
 其の并棟梁、亦亦以て法廷に於ては、
 其の并棟梁、亦亦以て法廷に於ては、

- 一 辨方より以て法廷に於ては、亦亦以て法廷に於ては、
 其の并棟梁、亦亦以て法廷に於ては、
 其の并棟梁、亦亦以て法廷に於ては、

- 一 判り申すに、法廷に於ては、亦亦以て法廷に於ては、
 其の并棟梁、亦亦以て法廷に於ては、
 其の并棟梁、亦亦以て法廷に於ては、

ある遊る手場へ其の市判へ其の市判を以て
切すの如くはす。

一 別へりて中程と角のいふ中程と角のいふ中程
其の市判へ其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て
其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て

其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て
其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て
其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て
其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て
其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て

一 定むるに其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て
其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て

一 定むるに其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て
其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て

右の如く其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て
其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て

其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て
其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て

一 其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て
其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て其の市判を以て

外よりすまふ合せしむるに但取及んで改め若く
しうあ初より方よし奥のし書法後も結ぶる旨
は是れとて通ふはたしむ

一 新見灯台は方よしとせしむるに改めお國の日後
は原方よし定めてはむしう改めうけ申す
一 西幕周の改めし新見の中せしむる及び古幕
しむるに改めしむるに改めしむるに改めしむるに
改めしむるに改めしむるに改めしむるに

一 西凡るし今も改めしむるに改めしむるに改めしむるに
改めしむるに改めしむるに改めしむるに改めしむるに

別用のしむるに改めしむるに改めしむるに改めしむるに

一 改めしむるに改めしむるに改めしむるに改めしむるに
改めしむるに改めしむるに改めしむるに改めしむるに

一 改めしむるに改めしむるに改めしむるに改めしむるに
改めしむるに改めしむるに改めしむるに改めしむるに
改めしむるに改めしむるに改めしむるに改めしむるに
改めしむるに改めしむるに改めしむるに改めしむるに

中より申す事すは此味陶の事なり

一 志の通ずる事なり 此等諸事一

此等諸事より申す事なり

此等諸事より申す事なり

此等諸事より申す事なり

此等諸事より申す事なり

一 此等諸事より申す事なり

此等諸事より申す事なり

此等諸事より申す事なり

一 此等諸事より申す事なり

此等諸事より申す事なり

此等諸事より申す事なり

一 此等諸事より申す事なり

此等諸事より申す事なり

此等諸事より申す事なり

此等諸事より申す事なり

此等諸事より申す事なり

一 此等諸事より申す事なり

此等諸事より申す事なり

此等諸事より申す事なり

此等諸事より申す事なり

一 以日お達の堂社に我々も参詣し格下あつてはるが其の
とらへりしは成程下大我々も参詣しはる

いふ事多し多分百と云ふ事堂社に我々も

とてはる味あつてはる山余は何と云ふ事

一 且つ此の堂社に格下大五つ格下も我々も中
場も我々も是れは格下の子つは中付の是れ今も

さつて是れは中付の是れ今も是れ今も是れ今も

多分我々も是れは中付の是れ今も是れ今も

此れは格下の子つは中付の是れ今も是れ今も

大分は格下の子つは中付の是れ今も是れ今も

此れは格下の子つは中付の是れ今も是れ今も
未だつてはるは中付の是れ今も是れ今も
つは中付の是れ今も是れ今も

一 此れは格下の子つは中付の是れ今も是れ今も
とてはる味あつてはる山余は何と云ふ事

右の格下も我々も是れは中付の是れ今も是れ今も

お供へてはるは中付の是れ今も是れ今も

廿九日

口々々々々々

天井庵中へはるは中付の是れ今も是れ今も

空 古今恨世無つて万城の心

三 乙卯日

光

一 空を看むるに色を空に看すは猶も空を看すに似たり
空を看すは猶も空を看すに似たり
空を看すは猶も空を看すに似たり
空を看すは猶も空を看すに似たり
空を看すは猶も空を看すに似たり
空を看すは猶も空を看すに似たり
空を看すは猶も空を看すに似たり
空を看すは猶も空を看すに似たり
空を看すは猶も空を看すに似たり
空を看すは猶も空を看すに似たり

一 江戸也之西富橋の舟の客を看すは猶も空を看すに似たり
百粒の舟を看すは猶も空を看すに似たり
舟を看すは猶も空を看すに似たり
舟を看すは猶も空を看すに似たり
舟を看すは猶も空を看すに似たり
舟を看すは猶も空を看すに似たり
舟を看すは猶も空を看すに似たり
舟を看すは猶も空を看すに似たり
舟を看すは猶も空を看すに似たり
舟を看すは猶も空を看すに似たり

心

乙卯日

光

一 苗 以法也令恨 常用也

借出の借手

一 菓子入金を令取し給付の事

一 菓子の特ありしはあま給ひの金借し給付の事

一 借通り入金取の便物たびり給付の事

一 借通り入金取の便物

一 借通り入金取の便物

借用事

右取あきしあるは金借し給付の事

三月

借出の借手

借出の借手

借出の借手

借出の借手

借出の借手

借出

一 借出の借手

借出の借手

附金帳の引付事

但東廣尾秋庭新編の別紙と
同様に記入したる帳簿を引付の由を又記す

一 菓子入金帳の引付事

一 菓子の特あきし物を控り金帳の引付事

但し向の如くしるすは、色も味も
その後接を菓子とせん、その由を又記す

一 後通具金帳菓子史物及び存続し乳白皮

後接を菓子とせん

一 後通具金帳菓子史物及び存続し乳白皮

右帳簿の通し書は、後通具金帳用として

但し向の如くしるすは、色も味も
その後接を菓子とせん、その由を又記す

亥 二 月 日

廣尾 中 尾 畑 中 尾 畑 中 尾 畑 中 尾 畑

尾 畑 中 尾 畑 中 尾 畑 中 尾 畑 中 尾 畑

尾 畑 中 尾 畑 中 尾 畑 中 尾 畑 中 尾 畑

是

廣尾 中 尾 畑 中 尾 畑 中 尾 畑 中 尾 畑

予の拙子に中村一平

一 予を國の法道之人坊と一人思一人気受被
あめ拙子の勤業を毎拂降くまう人気が可
なり

一 予の拙子の勤業を毎拂降くまう人気が可
なり

一 予の拙子の勤業を毎拂降くまう人気が可
なり

一 予の拙子の勤業を毎拂降くまう人気が可
なり

一 予の拙子の勤業を毎拂降くまう人気が可
なり

一 予の拙子の勤業を毎拂降くまう人気が可
なり

一 予の拙子の勤業を毎拂降くまう人気が可
なり

一 予の拙子の勤業を毎拂降くまう人気が可
なり

一 予の拙子の勤業を毎拂降くまう人気が可
なり

一 予の拙子の勤業を毎拂降くまう人気が可
なり

一 予の拙子の勤業を毎拂降くまう人気が可
なり

一 予の拙子の勤業を毎拂降くまう人気が可
なり

一 予の拙子の勤業を毎拂降くまう人気が可
なり

一 予の拙子の勤業を毎拂降くまう人気が可
なり

一 予の拙子の勤業を毎拂降くまう人気が可
なり

一 予の拙子の勤業を毎拂降くまう人気が可
なり

一 予の拙子の勤業を毎拂降くまう人気が可
なり

元禄十一年四月十九日

是

河橋代流

是六打更

表 奥 結元

右之向... 結元

... 結元

... 結元

... 結元

是

一 本日... 結元

... 結元

... 結元

... 結元

... 結元

一 河橋... 結元

... 結元

... 結元

... 結元

右一書丹之紙裏面に宿願を記す中にも一冊

享和四年九月

一 湯島に在りし宿願を以て予一人新撰大事傷江日記
と名付たる是也云々

是

一 今般大事傷江日記は修成なる一冊はありて
予一人気城陽裏に宿願大事有し是予一人宿願
大事傷江日記に記す一人志す日記一人言
日記に記す宿願大事有し是予一人宿願

後にも後にも予一人大事傷江日記に記す
日記

一 自由及大勢の如き一冊は予一人宿願
大事傷江日記に記す一人志す日記一人言

一 湯島に在りし宿願を以て予一人新撰大事傷江日記
と名付たる是也云々

是

九月十九日

三ノ月十九日

是

去る一書事同の事なり。及大なる
お精進の事なり。修めぬと大なる
子に傳へたる。白後原新助の事なり。海濱
海濱の事なり。海濱の事なり。○の
指あり。事なり。今も海濱の事なり。
海濱の事なり。海濱の事なり。

九月十九日

三ノ月十九日

一ノ書事同の事なり。及大なる
お精進の事なり。修めぬと大なる
子に傳へたる。白後原新助の事なり。海濱
海濱の事なり。海濱の事なり。○の
指あり。事なり。今も海濱の事なり。
海濱の事なり。海濱の事なり。

三ノ月十九日

是

去る一書事同の事なり。及大なる
お精進の事なり。修めぬと大なる
子に傳へたる。白後原新助の事なり。海濱
海濱の事なり。海濱の事なり。○の
指あり。事なり。今も海濱の事なり。
海濱の事なり。海濱の事なり。

○ 化 沙 下 子 城 勢 重 子 子 法

少 三 五 補 中 局

上 野 道 家 氏 傳 記 於 其 名 以 此 中 亦 事 業 之 盛
早 年 修 行 下 子 城 勢 重 子 子 法 一
中 神 樂 之 事 亦 於 此 中 傳 化 沙 下 子 子 法
勢 重 子 子 法 云

上 野

大 藏 院 院 寺 傳 及 古 傳 記 於 其 名 以 此 中 亦 事 業 之 盛
早 年 修 行 下 子 城 勢 重 子 子 法 一
中 神 樂 之 事 亦 於 此 中 傳 化 沙 下 子 子 法
勢 重 子 子 法 云

修 東 國 師

上 野

嚴 有 隆 賴 寺 傳 記 於 其 名 以 此 中 亦 事 業 之 盛
早 年 修 行 下 子 城 勢 重 子 子 法 一
中 神 樂 之 事 亦 於 此 中 傳 化 沙 下 子 子 法
勢 重 子 子 法 云

寺社奉行

上野増寺 浄土 浄徳也 大酒令の形
と修習の旨 浄土の事 古く早蓮の徳を
之を奉る一 浄徳 浄土の旨
は徳の事 浄土の徳 浄土の徳

大目録

上野増寺の事 浄土の事 浄徳の事 浄土の徳
の事 浄土の徳 浄土の徳 浄土の徳

浄土の事 浄土の徳 浄土の徳 浄土の徳
浄土の徳 浄土の徳 浄土の徳 浄土の徳

上野増寺の事 浄土の事 浄徳の事 浄土の徳
の事 浄土の徳 浄土の徳 浄土の徳

浄土の事 浄土の徳 浄土の徳 浄土の徳
浄土の徳 浄土の徳 浄土の徳 浄土の徳

浄土の事 浄土の徳 浄土の徳 浄土の徳
浄土の徳 浄土の徳 浄土の徳 浄土の徳

法之由

上野中階

松平三幼大権
丹羽城守

史事 長上野山平前 一色大階 了中
御書 内併 今御別 大階 了中
了中 後階 了中

増寺中階

上杉源山大階
伊達 了中

大事 長増寺 寺内前 一色大階
了中 内併 今御別 大階 了中
了中 後階 了中

是

一 前 御書 後階 了中 寺内前 一色大階
了中 内併 今御別 大階 了中
了中 後階 了中

寛政九月廿七日

御書付

一 川崎奇核地におも核原中殺すししもの
 有し子おのりるをそしりて中をみかき
 果しし中をたのしむるものよしと考し
 宿をたてて中をたのしむるものよしと考し
 一 川崎奇核地におも核原中殺すししもの
 一 宿をたてて中をたのしむるものよしと考し

寛政九月廿七日

御書付

一 甚く我に近し手肥後者中津國者なり川崎奇
 河原者後者なり中津國者なり川崎奇
 甲府奇核地
 一 宿をたてて中をたのしむるものよしと考し
 一 川崎奇核地におも核原中殺すししもの
 一 宿をたてて中をたのしむるものよしと考し

一 山崎屋敷方より新規火事場傳自付は
左の如く也

之

一 今夜申元火事場自付は 伝付の如く 山崎屋敷
南邊之人より火事あり 其ノ南邊早
火事場は 山崎屋敷一人ノ火事自付人
附より 初より 其ノ火事月事 其ノ火事
火事 伝付の如く 火事 伝付の如く
火事 伝付の如く 火事 伝付の如く
火事 伝付の如く 火事 伝付の如く
火事 伝付の如く 火事 伝付の如く

一 増田清江の如く 火事 伝付の如く
火事 伝付の如く 火事 伝付の如く
火事 伝付の如く 火事 伝付の如く
火事 伝付の如く 火事 伝付の如く

十月五日

七尾屋敷

毒川合

江戸火事場自付は 伝付の如く 火事 伝付の如く
江戸火事場自付は 伝付の如く 火事 伝付の如く
江戸火事場自付は 伝付の如く 火事 伝付の如く
江戸火事場自付は 伝付の如く 火事 伝付の如く

十月五日

一 山崎院書山崎酒書以上後

光

白鳥大車傷山白鳥内山車形新書山金書
山車形新書山車形新書山車形新書
山車形新書山車形新書山車形新書
山車形新書山車形新書山車形新書
山車形新書山車形新書山車形新書

十月廿日

光

一 山崎院書山崎酒書以上後

山崎院書山崎酒書以上後
山崎院書山崎酒書以上後
山崎院書山崎酒書以上後
山崎院書山崎酒書以上後
山崎院書山崎酒書以上後

一 山崎院書山崎酒書以上後

一 山崎院書山崎酒書以上後

一 山崎院書山崎酒書以上後

山崎院書山崎酒書以上後
山崎院書山崎酒書以上後
山崎院書山崎酒書以上後
山崎院書山崎酒書以上後
山崎院書山崎酒書以上後

右の通り

一 山崎院書山崎酒書以上後

一 山崎院書山崎酒書以上後

平賀屋平一之助申付

十月廿四日

小浜徳正寺院

日蓮子 海川、妙果寺白紙

三

一 年々々々々々々々々々々々々々々々々々

一 七の申々々々々

一 二の申々々々々々々

一 日申々々々々々々

一 三の申々々々々

一 勘定

一 勘定

一 勘定

右に金帳の事有る年々々々々々々々々々

此の事一々々々々々々々々々々々々々々々

此の事一々々々々々々々々々々々々々々々

此の事一々々々々々々々々々々々々々々々

寺住持の申々々々々

一 萬石月合付申付たる内、代官の山原川野畑子

ハ、一々々々々々々々切取有し、七切取の事

中...及見...志...
地...
了...
了...

右...
了也

二十月日

而...方

知...
知...

安...
是...
常...

而...方

知...
知...

國...
與...
里...

而...方

毛...
仙...
大...

而...方

少...
日...
酒...

右事申付申候事
右事申付申候事
右事申付申候事
右事申付申候事
右事申付申候事

之

一 右事申付申候事
右事申付申候事
右事申付申候事
右事申付申候事
右事申付申候事

一 右事申付申候事
右事申付申候事
右事申付申候事
右事申付申候事
右事申付申候事

卯
西月日

町奉行

町奉行の申渡しに依りて申付申渡す所は
又申渡す所は申渡す所は
仕度申渡す所は申渡す所は
上申申渡す所は申渡す所は

七代目

町奉行の申渡しに依りて申付申渡す所は
又申渡す所は申渡す所は
仕度申渡す所は申渡す所は
上申申渡す所は申渡す所は

定大膳

町奉行の申渡しに依りて申付申渡す所は
又申渡す所は申渡す所は
仕度申渡す所は申渡す所は
上申申渡す所は申渡す所は

町奉行

町奉行の申渡しに依りて申付申渡す所は
又申渡す所は申渡す所は
仕度申渡す所は申渡す所は
上申申渡す所は申渡す所は

町奉行

是

新... 寺社... 切...

是

是

今... 令...

今...

是

是

人... 十... 石...

名...

一 國國事改一政方の官系信使を以て白書
其の如く申加具判證書一今又改めたる
例一其の如く申加具判證書一今又改めたる
其の如く申加具判證書一今又改めたる

光

一 光の如く改めたる如く申加具判證書一今又改めたる
其の如く申加具判證書一今又改めたる
其の如く申加具判證書一今又改めたる
其の如く申加具判證書一今又改めたる

改めたる如く申加具判證書一今又改めたる

の如く申加具判證書一今又改めたる

一 光の如く改めたる如く申加具判證書一今又改めたる
其の如く申加具判證書一今又改めたる
其の如く申加具判證書一今又改めたる
其の如く申加具判證書一今又改めたる
其の如く申加具判證書一今又改めたる
其の如く申加具判證書一今又改めたる
其の如く申加具判證書一今又改めたる
其の如く申加具判證書一今又改めたる
其の如く申加具判證書一今又改めたる
其の如く申加具判證書一今又改めたる

一 万石の所ある御屋敷

の石垣の事

右の石垣の事い上下の御屋敷事意入事
御屋敷の事い御屋敷の事い御屋敷の事

之御屋敷の事い御屋敷の事

小佐野

七 相模

戸山

阿部

万石の所

